

市第 107 号議案

横浜市公会堂条例の一部改正

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例

横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「3日」の次に「（横浜市金沢公会堂の多目的室を展示を目的として利用する場合にあっては、7日）」を加える。

第5条第2項中「第4条第1項各号に掲げる業務」の次に「又は別表第2の2の左欄に掲げる公会堂の前項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる公会堂の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地区センター（横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）第1条第1項に規定する地区センターをいう。以下同じ。）の同条例第5条第1項各号に掲げる業務」を加え、同条第6項中「第4条第4項」の次に「又は横浜市地区センター条例第5条第4項」を、「スポーツセンター」の次に「又は地区センター」を加え、同条第7項中「市長は」の次に「、別表第2の2の左欄に掲げる公会堂以外の公会堂について」を加え、同条に次の1項を加える。

8 市長は、別表第2の2の左欄に掲げる公会堂について、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市地区センター条例別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それ

ぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（同条例第13条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

別表第 1 中

「横浜市港北公会堂」を

「横浜市港北公会堂  
横浜市緑公会堂」に改める。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 の 2（第 5 条第 2 項、第 7 項及び第 8 項）

公 会 堂	地 区 セ ン タ ー
横浜市西公会堂	横浜市西地区センター
横浜市戸塚公会堂	横浜市戸塚地区センター

別表第 3 横浜市港北公会堂指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

横浜市緑公会堂指定管理者選定委員会	横浜市緑公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
-------------------	--------------------------------------

別表第 4 横浜市西公会堂の項を削り、同表横浜市開港記念会館の項中

「

会 議 室	6,000
-------	-------

」

を

会 議 室	円 6,000
-------	------------

に改め、同表横浜市緑公会堂の項及び横浜市戸塚公会堂の項を削る。

別表第 5 横浜市神奈川公会堂の項の次に次のように加える。

横 浜 市 西 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1 日につき	8,300	9,960
		入場料等を徴収 する場合	同	16,600	19,920
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備	一式又は 1 台 、 1 日につき		6,000	

別表第 5 横浜市南公会堂の項中

会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1 日につき	1,800	2,160
	入場料等を徴収 する場合	同	3,600	4,320

を

「

会 議 室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	2,300	2,760
	入場料等を徴収する場合	同	4,600	5,520
リ ハ ー サ ル 室	入場料等を徴収しない場合	同	4,800	5,760
	入場料等を徴収する場合	同	9,600	11,520

」

に改め、同表横浜市金沢公会堂の項中

「

会 議 室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	2,000	2,400
	入場料等を徴収する場合	同	4,000	4,800

」

を

「

会 議 室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	2,000	2,400
	入場料等を徴収する場合	同	4,000	4,800
リ ハ ー サ ル 室	入場料等を徴収しない場合	同	2,600	3,120

		入場料等を徴収する場合	同	5,200	6,240
多目的室	展示を目的として利用する場合	入場料等を徴収しない場合	同	2,900	3,480
		入場料等を徴収する場合	同	5,800	6,960
	その他の場合	入場料等を徴収しない場合	同	11,800	14,160
		入場料等を徴収する場合	同	23,600	28,320

」

に改め、同表横浜市港北公会堂の項の次に次のように加える。

横浜市 緑公会堂	会 議 室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	2,100	2,520
		入場料等を徴収する場合	同	4,200	5,040
	講 堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備		一式又は1台、1日につき		6,000

別表第 5 横浜市都筑公会堂の項の次に次のように加える。

	会 議 室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	5,500	6,600
--	-------	--------------	-------	-------	-------

横 浜 市 戸 塚 公 会 堂		入場料等を徴収 する場合	同	11,000	13,200
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき		6,000

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第5条第2項、第6項及び第7項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、別表第2の次に1表を加える改正規定、別表第4の改正規定（横浜市緑公会堂の項を削る改正規定を除く。）並びに別表第5横浜市神奈川公会堂の項の次に次のように加える改正規定及び同表横浜市都筑公会堂の項の次に次のように加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市公会堂条例の規定に基づく横浜市緑公会堂に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 附則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の横浜市公会堂条例の規定に基づく横浜市西公会堂及び横浜市戸塚公会堂に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、当該改正規定の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 この条例による改正後の横浜市公会堂条例別表第 5 横浜市南公会堂の項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市西公会堂及び横浜市戸塚公会堂について、それぞれ同一の建物に設置された地区センターと併せて一の指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入し、並びに横浜市緑公会堂について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入する等のため、横浜市公会堂条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市公会堂条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（期間）

第 3 条 公会堂の使用期間又は利用期間は、引き続き 3 日（横浜市金沢公会堂の多目的室を展示を目的として利用する場合にあっては、7 日）を超えることはできない。但し、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者の指定等）

第 5 条 （第 1 項省略）

2 別表第 2 の左欄に掲げる公会堂の前項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる公会堂の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるスポーツセンター（横浜市スポーツ施設条例（平成 10 年 3 月横浜市条例第 18 号）第 1 条に規定するスポーツ施設のうちスポーツセンターをいう。以下同じ。）の同条例第 4 条第 1 項各号に掲げる業務又は別表第 2 の 2 の左欄に掲げる公会堂の前項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる公会堂の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地区センター（横浜市地区センター条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 46 号）第 1 条第 1 項に規定する地区センターをいう。以下同じ。）の同条例第 5 条第 1 項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

（第 3 項から第 5 項まで省略）

6 第 2 項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第 4 項及び横浜市スポ



ーツ施設条例第4条第4項 又は横浜市地区センター条例第5条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公会堂及びスポーツセンター 又は地区センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

- 7 市長は、別表第2の2の左欄に掲げる公会堂以外の公会堂について、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（第16条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。
- 8 市長は、別表第2の2の左欄に掲げる公会堂について、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市地区センター条例別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（同条例第13条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

別表第1（第5条第1項）

（省略）

横浜市港北公会堂

横浜市緑公会堂

（省略）

別表第2の2（第5条第2項、第7項及び第8項）

公 会 堂	地 区 セ ン タ ー
横浜市西公会堂	横浜市西地区センター
横浜市戸塚公会堂	横浜市戸塚地区センター

別表第 3 (第 5 条 第 7 項、第 16 条 第 1 項)

名 称	担 任 事 務
( 省 略 )	
横浜市港北公会堂指定管理者選定委員会	横浜市港北公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市緑公会堂指定管理者選定委員会	横浜市緑公会堂の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
( 省 略 )	

別表第 4 (第 8 条 第 2 項)

名 称	種 別	使 用 料 (1 日 を 単 位 と す る。)
横浜市西公会堂	会 議 室	円 8,300
	講 堂	29,000
	附 属 設 備	6,000
横浜市開港記念会館	会 議 室	円 6,000
	( 省 略 )	

横浜市緑公会堂	会 議 室	2,100
	講 堂	29,000
	附 属 設 備	6,000
横浜市戸塚公会堂	会 議 室	5,500
	講 堂	29,000
	附 属 設 備	6,000

別表第 5 (第 10 条第 2 項)

種 別	単 位	利 用 料 金			
		平 日	日曜日、 土曜日及 び休日		
(省 略)					
横浜市 神奈川 公会堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1 日につき	5,900	7,080
		入場料等を徴収 する場合	同	11,800	14,160
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備		一式又は 1 台 、1 日につき	6,000	

横 浜 市 西 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	8,300	9,960
		入場料等を徴収 する場合	同	16,600	19,920
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき		6,000
横 浜 市 南 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	2,300 1,800	2,760 2,160
		入場料等を徴収 する場合	同	4,600 3,600	5,520 4,320
	リ ハ ー サ ル 室	入場料等を徴収 しない場合	同	4,800	5,760
		入場料等を徴収 する場合	同	9,600	11,520
	(省 略)				
(省 略)					
	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	2,000	2,400
		入場料等を徴収 する場合	同	4,000	4,800
	リ ハ ー サ ル 室	入場料等を徴収 しない場合	同	2,600	3,120

横浜市 金沢公会堂		入場料等を徴収 する場合	同	5,200	6,240	
	多目的室	展示を目的として 利用する場合	入場料等を徴収 しない場合	同	2,900	3,480
			入場料等を徴収 する場合	同	5,800	6,960
		その他の 場合	入場料等を徴収 しない場合	同	11,800	14,160
			入場料等を徴収 する場合	同	23,600	28,320
	(省 略)					
横浜市 港北公会堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	6,000	7,200	
		入場料等を徴収 する場合	同	12,000	14,400	
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800	
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600	
	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき		6,000	
横 浜	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	2,100	2,520	
		入場料等を徴収 する場合	同	4,200	5,040	

市 緑 公 会 堂	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき	6,000	
(省 略)					
横 浜 市 都 筑 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	3,900	4,680
		入場料等を徴収 する場合	同	7,800	9,360
	リ ハ ー サ ル 室	入場料等を徴収 しない場合	同	5,100	6,120
		入場料等を徴収 する場合	同	10,200	12,240
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき	6,000		
横 浜 市	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	5,500	6,600
		入場料等を徴収 する場合	同	11,000	13,200

戸 塚 公 会 堂	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき	6,000	
(省 略)					

(備考省略)